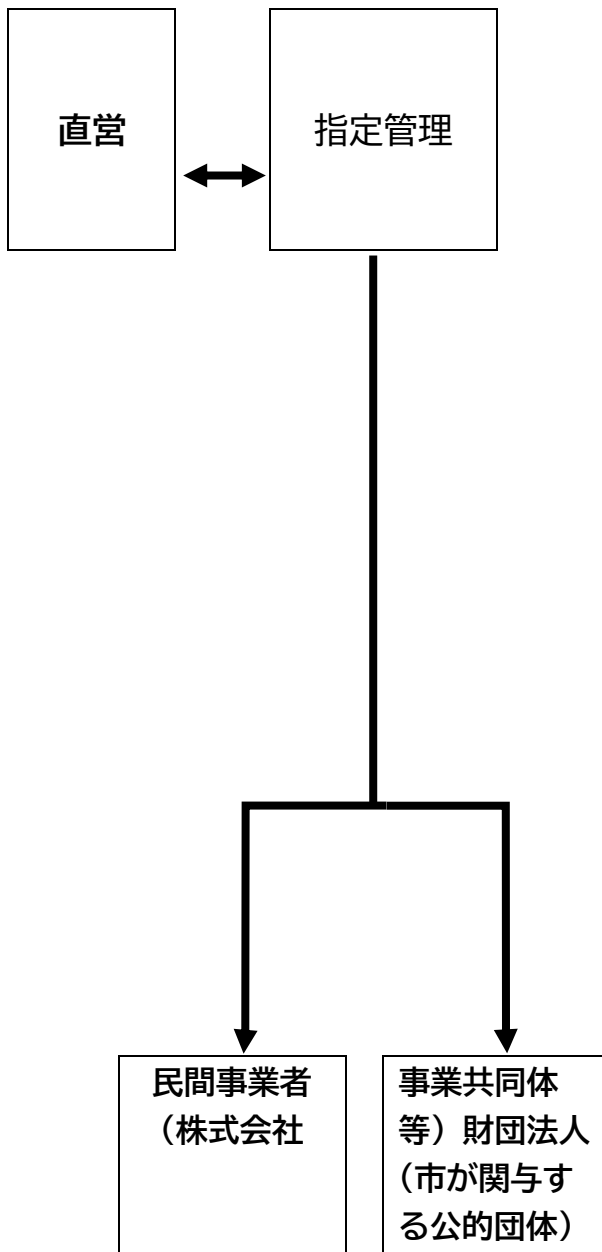


資料1 吾妻公園文化芸術施設の管理運営の比較

3月6日の総合教育会議に企画部が説明した資料より抜粋

管理運営の比較の説明の流れ



★検討事項1

- ◆ 管理運営の基本方針の実現に向けて、文化芸術施設や公園広場、交通公園などを1つの公の施設として、指定管理者制度を活用した一体的な管理運営について検討を進める

★検討事項2

- ◆ 吾妻公園文化芸術施設の所管を市長部局とし、設置管理条例の制定や指定管理者の選定手続きに向けて検討を進める。
- ◆ また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づき、図書館を市長が管理・執行すること、「文化に関すること」を市長が管理・執行することを定めるため、「木更津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の改正について検討を進める。

★検討事項3

- ◆ 文化芸術施設は、本市の文化振興・地域交流の拠点となる施設であり、運営主体には、市の施策(文化振興・地域交流等)を踏まえた「公共性・専門性・安定性」が求められており、民間事業者と財団法人を比較した場合、財団法人による運営が望ましいと考える。
- ◆ 一方で、市内には上記要件を満たす財団法人が存在していないため、民間的発想で施設経営を行うとともに、各種事業を総合的かつ効果的にプロデュースする専門的人材や社会教育主事、図書館司書等の専門職を確保し、ノウハウを蓄積していくことを含め、新たな財団法人の設立について検討を進める。